

市民社会論を俯瞰する

佐藤 康行

はじめに

発展途上国でも市民社会論が盛んである。その理由は、市民社会論が発展途上国において開発独裁を是正し、民主化を考えるうえで重要であると考えられているからである。こうした事態は、19980年代に東欧の改革にあたって市民社会が重要であると認識されたことが直接の契機になっている。また先進国ないし成熟社会においても、大衆民主主義が制度疲労をきたしており、民主主義の再生のために市民社会論が注目されている。たとえば、議会制民主主義は国民を代表する政党どうしが政策論議をとおしてよりよい政治をおこなうはずであるが、それがかならずしも機能していない。というのは、官僚はもとより政党も官僚制の硬直化に陥り、人びとの意見を吸い上げることができない状態にあるからである。その一方で、阪神・淡路大震災などでボランティア活動が注目され、自分たちで自分たちの地域をつくっていく必要性の認識が高まり、市民社会論が注目されるに至っている。

欧州においても、国民国家を越えたEUが形成されて新たな問題がでてきている。グローバル時代のシティズンシップの問題として、国政を扱う国民の代表者を選ぶ選挙権を国内に居住する外国籍の人びとに開放すべきかいなか、外国に居住する国籍保有者に選挙権を認めるべきかいなか、それから医療保険や学校教育といった社会的権利を国内に居住する外国籍を持つ人びとに開放すべきかいなか、といったことなどが新たに生じている。そして、こうした問題がシティズンシップの問題を国民国家からEUへとたんにその範疇を移しただけに終わりがねないことも懸念されている（バリバール 2000）。つまり、そうしたたんなる操作では、成員資格の有無を介して人びとを排除する問題が根本的には解消されていないということがありうるのである。

こうしたグローバルな問題を受けて、現在、ポスト国民国家における民主主義および市民社会のあり方が世界的に探求されている。国内にあつては、理念と利害が重層化するなかで政党政治の意味が問われている。政党間の差異が希薄化しているからである。こうした状況に直面して、人びとは政治能力をいかにして高め政治を監視するのか、という問題が生じてくる。また世界的には、政治が国際化しなおかつ流動化していくなかで、グローバルな民主的統治システムにはいかなる形が適当なのか問われている。つまり、人びとがどのような市民社会を構築していくのかという課題が人類に突きつけられているのだ。

このように、現代社会が激しい変動過程のなかにあるなかで、市民社会の可能性が各方面から探求されている。なかでも市民社会は民主主義のあり方と関連して語られてきた。そこで、本稿では民主主義論を視野に入れて市民社会論をみていく。本稿はこれからの市民社会を模索するにあたって、これまでの市民社会論を俯瞰することを目的としている。

1 近代初期までの民主主義論

1.1 古代ギリシャの民主制

西洋の市民社会は、ギリシャに遡って論究されるのが普通である。それは、ギリシャの民主制が西洋の民主主義の原型として論じられてきたからである。しかし、ギリシャの民主制は近代のそれとは著しく異なっている。それが主義になったのは近代以降である。そこで、初めにギリシャの民主制を概観することにする。

ギリシャの民主制の特徴は、家（オイコス）を代表する成人男子がアゴラに集まり、ひとつのテーブルについて政治や軍事のことなどを話し合いで決めたことである。このため、ギリシャは国民総武装化をおこない、「重武装歩兵の民主主義」としばしば呼ばれた（福田 1970: 23）。彼らのもとには多くの奴隷がいて、農業や家事などをしていた。そして、アゴラから見下ろす一帯だけが都市であり、城壁で囲まれた空間だけが国家であり、彼らがその都市国家を運営していた。なかでもオオヤケの仕事は抽選で担当者を決めた。

ギリシャの民主制の特徴は、都市国家の防衛問題が中心であったこと、都市国家という小さな範囲を統治したこと、奴隷がたくさんいて、自由な個人というのは家の代表者だけであること、これらが特徴である。ギリシャの民主制はしばしば民主主義の原型のように考えられているが、近代の民主主義と相違するところが少なくない点に注意しなければならない。

1.2 中世の民主制

中世西洋の民主制は、諸侯が納める地域ごとに多少とも複雑に展開したが、簡略にまとめて概観する。西洋において中世がどういう時代であったかという点をめぐって簡単にまとめることにする。ギリシャのあとでローマ帝国が滅亡すると、ゲルマン民族などがヨーロッパ全土に進出し戦乱の世の中になったが、それが落ち着いてくると各地で封建領主が割拠し王制を敷いて支配するようになった。そして、ローマ帝国が崩壊したあとで、キリスト教がヨーロッパ全土に残った。

中世の時代の特徴は、ヨーロッパ全体を統合していたのがキリスト教である点にある。各地で諸侯が割拠し争っていたが、人びとの内面をみると、キリスト教（カトリックの教皇）が宗教的に人びとを統制していた。これがヨーロッパ全体に見られた光景であった。たとえば、出産から死に至るまで教会に登録しなければならなかったし、税金も納めなければならなかった。中世から近代に移行しさいに残った中世の遺産は、教区ごとに人びとを支配する機構である。中世をとおして、人びとは教会のもとに組織され支配されていた。

中世から近代に移行する契機を与えるうえで大きな意味をもっていたのが、ルネッサンスと宗教改革である。そのなかでも後者は、キリスト教が人びとの生活において重要な意

味をもっていたことを考えると、きわめて大きな影響をおよぼした。宗教改革は人びとからカトリック教会の支配を解放した点で画期的であった。と同時に、政治的に皇帝が教皇から独立し権力を手にすることになった。ヨーロッパ大陸では、宗教改革の影響で民衆と皇帝が互いに連携し教皇に対抗した。このため、各地において皇帝が権力を自由に行使できる素地ができた。その結果、国王が絶対王制の体制を敷き地域国家を形成していった。土地は国王の所有物であり、人民は国王の支配の対象になった。

イギリスの場合、国家が教皇を兼ねた国教会をつくったため、ヨーロッパ大陸のように教皇と皇帝が別々にいた社会とは異なっている。国教会が成立したイギリスでは、民衆が皇帝に対立するために教皇の力を借りることができなかった。皇帝が教皇を兼ねていたからである。そのため、イギリスでは、人びとは自由を政治の皇帝や教皇に求めたりすることなく、宗教的に初源的な天の神に求めた。ロックは、天の神が人間に初源的に自由を与えているという考えを展開して、名誉革命の理論的根拠を提供した。絶対王制を打ち壊していくきっかけになったのが、イギリスの名誉革命であり、フランスではフランス革命である。

このほか、宗教改革は聖書を民衆の手に与えた点で、民衆に文字を普及させた。この点は、個人の確立や民主主義、市民社会の成立などに大きな影響を与えることになった。

1.3 中世の市民社会

中世における個人の誕生と市民社会の成立過程は、阿部謹也が論じている。中世において、1215年の第2回ラテラノ公会議で告白の義務が決められたことが、「個人」が現れるうえで大きな影響を与えている（阿部 1996: 2章）。この告白の義務によって、人びとは世俗の世界で結んでいた世間の絆が切れ、神と直接対峙するようになった。Subject という意味には、「服従する」と「主体」という二つの意味がある。これにみられるように、神に服従することによって、世間のしがらみから切れ、主体となって立ち現れるようになったのである。中世という時代を経由して、欧州で「個人」が生まれた¹⁾。

同時に、阿部謹也によれば、都市に居住した商人や職人が自分たちで組合ギルドやツンフトを結成したが、それが市民社会の成立であった（前掲書: 5章）。自分たちでくみあいを組織し規約を決め、福祉事業を展開した。阿部は、ここに市民の誕生をみている。つまり、諸個人が集まって自分たちで規約（ルール）をつくり、それに則って生活する人びとを自立した個人ととらえ、それを市民と考えている。口述するハンナ・アーレントは、こうしたギルドを阿部のようにとらえていない。彼女は、それは政治的場ではなく、公的な領域ではないとし、私的利害がただ排除されている場にすぎないと考えている（アーレント 1958/1994: 56）。

阿部が描く市民社会は、個人と国家の中間の団体において、そして市民はその中間の団体において設定されている。現在の定義は、「市民社会とは、個人と国家の中間にある社会

的空間において現れる政治的集団と自発的アソシエーションのネットワークから成っている」というものである (Cohen and Kennedy 2000: 45)。その意味では、彼の市民社会論は現在の第三セクター論につながるものである。

1.4 近代初期の市民社会

近代初期の市民社会として、ジョン・ロックの見解をみてみよう。彼の主な主張は、以下のとおりである。人びとは自然状態において平等であり、そこでは自然法が支配している。しかし、そうした状態においてはたえず他人の侵害にさらされているので、所有権は不安定にならざるをえない。そこで、人びとは生命、健康、自由、財産の所有権を確保するために相互に契約を結び、この契約を為政者へ付託する。ロックの思想の根拠には、人びとは自分の身体とみずからの労働の成果はみずからに属するという考えがあった。これは、後のアダム・スミスやマルクスなどに継承されてくる。彼は、個人に所有権を与えて中産階級の立場を正当化した。これは、私有財産に対する所有権を根拠づけることになった (ロック 1968: 5 章)。こうしたロックの思想はイギリス名誉革命を理論的に根拠づけた。と同時に、後に起こるフランス革命やアメリカ独立宣言の根拠になった。

他方、ヨーロッパ大陸ではジャンジャック・ルソーが、市民社会論で注目される見解を提出した。ルソーは、個人が国家と契約を結ぶことによって、ほかの束縛から逃れ自由になることを強調する (ルソー 1954: 35)。ルソーもまた人は生まれながらにして権利を有すると考え、自然権が人間に付与されているとした。ホッブスと同様に自然状態の人間を想定するが、その想定の仕事はホッブスとは異なっていた。ホッブスは、自然状態では人びとは闘争すると仮定したが、ルソーは人びとが互いに契約によって国家をつくり、一人ひとりが「一般意志」を持つことによって互いにつながるとした。この「一般意志」とは、諸個人のなかにある公共心のことである。つまり、共通の利害のためにみずからを捧げる故郷の精神を意味している。

この「一般意志」は部分の総和である「全体意志」とは異なる。むしろ、国家の内部に部分があると、かえって「一般意志」を形成することが困難になる。たとえば、一部の人びとの利害を代表する政党の存在は、かえって「一般意志」の形成を阻害すると考えた。議会制民主主義のように、国民が代表者を選出して「一般意志」を形成することはできないのである。ルソーは、国民の代表という考え方を否定したといえる。ルソーのように諸個人を越えて「一般意志」を想定することは、こんにちでは全体主義に至る発想であると批判されている (小坂井 2002: 132-7)。

英国では、フランス革命当時すでに代議制民主主義が取り入れられていたが、地主貴族は選挙権と被選挙権を有していたが、新興の中産階級はまだ付与されていなかった。ロックは庶民が政治に参加する必要があるという説明の根拠を、君主が国を治めることが神から与えられたものであるとする君権神授説を否定し、人間が神から自然権を付与されてい

る点に求めた。その自然権は万人に平等に与えられているとした。絶対王政下から議会制を引き継ぎつつ、その議会の主役を地主貴族から中産階級へと変えることを主張した。

2 近代の市民社会論

2.1 マルクス主義の市民社会論

近代の市民社会論をアダム・スミスからマルクスへという流れでとらえる立場がある。スミスは、ロックのように労働や所有権を神聖なものとして前提することなく、利己心をとおして分業によって分配の平等が達成されると考えた。市場は、そうした平等が達成される場である。自分の労働以外は何も所有していない労働者が自由に労働力と商品を交換する形で市場は形成されている。この労働力を交換する自由には、国家がなんら統制をくわえていないことが想定されている。つまり、人びとが国家から規制されずに自分たちで交換しているのが、市場の姿とされたのである。ここには、国家から自由であり、なおかつ人びとが自分たちで形成する市民社会が想定されている。

マルクス主義者は、市民社会を経済の世界として位置づけた。そして、これをブルジョワ市民社会論と呼んで、その超克を訴えた。つまり、マルクス主義者からすれば、社会主義によってブルジョア市民社会は乗り越えられるべき対象であった。こうしたマルクス主義による市民社会論は、その後アントニオ・グラムシによって経済から政治の問題へと移し変えられて論じられていくことになる。

グラムシは市民社会論をヘゲモニーの文脈で論じる。彼は、支配者が力で被治者を支配しているのではなく、被治者の側が支配に正当性を付与しているという側面に注目した。こうした考え方がウェーバーの影響を受けたものであることは周知のことである。そして、国家支配の正当性の根拠をヘゲモニーという装置に見出し、被治者はヘゲモニーをとおして支配されているとした。

グラムシのヘゲモニー論は、社会制度の多元性とそれが国家の支配に果たす多面的な機能に注目したものである。人びとは日常生活において学校やマスコミ、政府機関などから大きな影響を受け、こうした装置は人びとが国家社会を正当化するうえできわめて有意義な効果を及ぼしているとされる。クーは今後のシティズンシップ論研究のひとつとして、「国家とさまざまな範囲の市民社会の双方で、また両者の間で、シティズンシップや権利、アイデンティティをめぐるヘゲモニー闘争として権利獲得の政治学を位置づけるべきである」と提言している (Ku 2002: 544)。このように、グラムシのヘゲモニー論のもつ多元性を踏まえたシティズンシップ研究の可能性が示唆されている。

グラムシの市民社会論以外に、規律社会から管理社会に移行しつつあり、市民社会が衰退しているという見解がある (ハート 2000: 31)。周知のように、市民社会論にはさまざまな見解があるが、マイケル・ハートの市民社会論は、グラムシや次に見るハーバーマスのような市民社会論とは著しく相違したものである。ハートはマルクス主義の立場に立ち

つつ、フーコーとドゥルーズの影響を受けて市民社会を展開している。彼によれば、市民社会とは人びとを規律化させ統制する制度化の仕組みである（ハート 1999a: 175）。こうした市民社会をのりこえる方途として、生産労働の情報化によって自立した労働主体になり、そうした労働主体として人びとと相互にコミュニケーションし協同することによって国家の管理から解き放たれた社会へと至ることが展望されている（ハート 1999a: 181-2、1999b）。

2.2 ハーバーマスの「討議的民主主義」

こうしたマルクス主義以外の立場から近代初期の市民社会論を展開した代表者がハーバーマスである。ハーバーマスは、近代に立ち現れてきた教養ある市民層に市民を見いだしている。ハーバーマスによれば、市民層は中産階級で文字の読み書きができ読書する習慣をもち、カフェやサロン、パブ、サークルで互いに談論し交友関係をもっていた。近代になって中産階層の人びとがイギリスではカフェ（コーヒーハウス）に、フランスやドイツではサークルないしサロンに集い、ニュースを聞き情報を共有し批評しあった。そうした教養ある人びとが市民社会を形成したという。

ハーバーマスが『公共性の構造転換』で展開した市民社会論は、カントから継承した「コミュニケーション的自由」と「批判的公開性」にもとづいている（斉藤 2000: 28-9）。前者は「市民的公共性」として考えられ、公権力に対する批判をなしている。他方、後者については、それをういて組織内のデモクラシーを高め、組織どうしおよび組織と国家の権力交換を目指すものであった。こうした彼の市民社会論は、規範的なあるべき市民の形成論になっている。

ハーバーマスが提示した民主主義像は「討議的民主主義」と呼ばれていることは周知のとおりである。彼の討議的民主主義論はコミュニケーションをとおして能力を育て政治を変えていくことに重点を置いた考え方である。しかし、彼の理論は人びとが意見を戦わせることなく、合意が理想として設定されていると、シャンタル・ムフらから批判をあびることになる。

ハーバーマスは、中産階級の市民社会論のみを論じたため庶民の形成する「人民的公共性」、つまり庶民の市民社会論を論じていないと再版の「序言」のなかで述べている（ハーバーマス 1994: vii）。この点は批判を受けて、庶民階級にもそれに応じて市民社会があったという見解に変えている。その後、彼は組織からアソシエーションへと視点を移動させアソシエーションへの活動を評価する。1960年代以降出てきた反原発やフェミニズム、エコロジーなどの「新しい社会運動」に、市民社会形成の契機を見いだしていく（ハーバーマス 1994: xxxvii）。このように、『公共性の構造転換』以降、彼の市民社会論は変化する。

3 現代のデモクラシーとシティズンシップ論

3.1 グローバルなシティズンシップ論

国民国家を越えるヒト・モノ・カネの動きが加速化し、これをグローバリゼーションという用語で表されている。グローバルな時代を迎えて、市民社会論がシティズンシップ論として語られている。シティズンシップは市民権ないし公民権として訳されることもあるが、ここではシティズンシップという表記でそのまま用いていく。

このシティズンシップ論は、イギリスの T. H. マーシャルが理論化したことが、こんにちのシティズンシップ論研究の端緒になっている。彼はシティズンシップの歴史的推移を次のように明らかにした。結社や言論の自由といった市民的権利の獲得が 19 世紀におこなわれ、ついで投票権を意味する政治的権利、社会福祉といった社会的権利の獲得が 20 世紀になっておこなわれた (マーシャル・ボットモア 1993)。

現在のシティズンシップ論は、こんにちマーシャルのシティズンシップ論の批判的発展を企図している。たとえば、クーによれば、自由主義者とマルクス主義者とは互いに理解した市民社会とシティズンシップとが矛盾し、両者の議論にズレがある。つまり、市民社会は経済の領域における行為・実践と考えられているのに対して、シティズンシップは政治の世界における権利とみなされている (Ku 2002: 529)。こうした矛盾を克服し、市民社会とシティズンシップをつなげる必要がある。クーは、こうした克服の方向として、「市民社会を国家から切り離さず、かといって直結しないで、市民社会論のもつ多様かつ多次元的な理論において、シティズンシップをダイナミックでかつ豊かな理解をしていくこと」を説いている (Ku 2002: 544)。

ところで、自由主義者はシティズンシップを権利の問題に還元して考えているのに対して、共同体主義者はシティズンシップを権利と義務の問題ではなく、政治に対する参加という実践の問題として提起している (DeLanty 2000: 36)。この問題の解決も、クーが述べているように、シティズンシップを市民社会論の文脈のなかに組み込み、権利と実践を結びつけていくことが発展的であろう。

3.2 ラディカル・デモクラシー論

ハーバーマスが、ラディカル・デモクラシーこそ社会主義のあとに残るものであると考えていることはよく知られている (木部 1996: 205)。ラディカル・デモクラシーを唱えている人としては、ハーバーマス以外にベンジャミン・バーバーやシャンタル・ムフ、エルネスト・ラクラウ、アイリス・ヤングらがいる。彼らが問題視しているのは、大衆民主主義である。現代の大衆民主主義が多くの問題を抱えていることは、本論文のはじめにで前述したとおりである。

ラディカル・デモクラシーを分類すると、バーバーのように市民的自治の再興を目指す参加民主主義と、ハーバーマスのように討議的民主主義を目指すもの、アンソニー・ギデ

ンズのように福祉国家の構築を目指す社会民主主義、ムフのように多元主義に立って闘技的民主主義を唱える立場、多文化社会のマイノリティの連帯を目指す「差異の政治」がある（千葉 1996: 10-1; 向山 2000: 126）。

これらをさらに大きくまとめると、次の二つに分かれる（向山 2000: 126）。それは討議的民主主義と闘技的民主主義の立場である。前者はハーバーマスに見られるように、普遍主義的な理性に依拠したコミュニケーションによる合意の可能性を前提にする。それに対して、後者はそうした合意に異議を申し立てる差異の意義を主張する。ムフは「多元主義と個人の自由が承認されるような仕方で、民主主義の政治を再興することが要請される」と説き（ムフ 1998: 242）、みずからの立場を「根源的で多元的な民主主義」であると主張している（ムフ 2001: 28）。

ポスト・マルクス主義の立場に立ちながらラディカル・デモクラシーを説くムフの主張は、ハンナ・アーレントが主張する公的な領域における複数性・多元性を重視する立場とある意味で近いところにいる²⁾。ハンナ・アーレントの理論は「闘技的民主主義論」といわれているが、ムフもまた同様の立場を支持している（ムフ 2001: 29-31）。彼女は個人と国政の中間の公的な場において自由に言論が戦われ、行動が展開されることを理想とした。そしてなによりも注目されることは、彼女が個人の内部における複数性を重視するとともに、人びとの間における複数性を重視したことである（杉浦 2002: 2 章）。共同体主義者が共和制を説きながら、人びとの間の同質性と祖国愛を説いたのとは対照的である。このように、こんにちの民主主義論と市民社会論は、公的な領域における個人の複数性と多様性に、かつまた人びとの間における複数性と多様性に価値を置いてきている³⁾。

それでは、アーレントの理論的背景はどこにあるのだろうか。彼女は民主主義の意義を説くさいに、ギリシャの民主制（アーレント 1958/1994）とトクヴィルのアメリカ民主主義論を持ち出す。トクヴィルは、アメリカのなかに民主主義の原型を見いだしていることは周知のことである。アメリカでは身近なコミュニンで、人びとは自分たちが交互に公共的な仕事を分担していた。つまり、共和制に民主主義の原点を見いだしたのである。トクヴィルの民主制理解は、市民社会を国家と個人を媒介する中間団体としてとらえているところに特徴がある。なぜならば、中間団体においては私的個人が主体として形成され、それが個人的利害と共同善とを統合するからである（斎藤 1996: 233）。古きよきアメリカにはまだ小さなコミュニンが残っており、そこにトクヴィル同様にアーレントも民主制の原型を見たのである。

現在、市民社会は、個人が有する責任ある自由という観念にもとづいていると考えられている。言い換えれば、市民は責任ある自由を有した自立した個人であるということが前提されている。この前提にもとづいた社会が市民社会である。アーレントは「代理的思惟」という概念を用いて、そこにいない人、つまり不在者の視点からものごとを理解する必要を説いている（杉浦 2002: 60）。彼女は、多様な声や多様な生き方を認め合うことが来る

べき市民社会として望まれると考えたのである。

4 結語

現在、欧米では市民社会を国家と市場とは異なる第三セクターとして考える傾向にある。つまり、表現の自由が認められているなかであって、それは平等性の公共性に根ざした私的領域であるといえる。具体的には、労働組合、生協、互助団体、財団、コミュニティ・グループなどがあげられる。第三セクターは、市民が社会的なニーズに応えるために自発的に形成したものであり、参加をとおして市民性が育まれる領域である。行政や企業は、市民の第三セクターの支援や支持を得るために第三セクターに働きかけ、なおかつ相互に補完した機能を果たしている。英国では、それらが互いにパートナーシップをもとに協働している。メンタル・ヘルスや住宅、人権支援など、さまざまな団体が結成されている。地域社会から国際社会に至るまで、さまざまな社会的サービスを第三セクターが提供している。人びとの結合の仕方からすると、第三セクターは個人と個人、あるいは個人と機関、機関と機関間のさまざまな結びつきであるといえる。

日本の動きに眼を転じると、西洋市民社会の規範論とは別に、地域社会ごとに柔軟に市民社会のあり方を模索していこうという動きがでてきている。これまで見てきたように、ハーバースらが説く市民社会論はあるべき市民像とあるべき公共性論を普遍的な規範として提示し要求するものである。日本の研究者の市民社会論においても、こうした規範論が大半を占めている。しかし、それに対して、こうした規範論は現実の人びとの日常生活から遊離している。実際には人びとがこうした「市民」になり、あるべき「公共性」をつくりだすのは不可能である。日常生活のなかで世間にのみこまれて生きている人が大半だからである。

こうした「市民的公共性」論に代わって、他者との「関係性に開かれた公共性」を模索する試みがでてきている（荒川 2002: 101）。社会はそれぞれ歴史を異にしてきたため、西洋社会が説く市民像や市民社会像とは異なったそれぞれの社会に応じたあり方をしている。日本においても、日本の歴史を踏まえた市民社会が求められてよいだろう（鳥越 1997: 32; 佐藤 2002: 275-6）。今、われわれはそれぞれの社会に応じた多様な市民社会を模索している。画一化された市民社会ではなく、地域ごとに異なった市民社会が存在しうるし、またそのほうが望ましい。そのことは、これまでの人類の歴史が示しているのみならず、9・11以後の世界が示している。

注

1) エマニュエル・トッドは、家族制度の変化しにくさを踏まえたうえで、親子間が自由か権威的か、さらに兄弟の相続が平等か不平等かの2つの軸で分類し、家族制度によって欧州を詳細に分割している。トッドによると、イギリスなどは絶対的核家族の類型になり、

個人主義が強いが、ほかの地域は共同体的家族などであり、欧州各地で類型が異なる。トッドは家族制度が社会の根本にあり、規定していると考えている（トッド 1990/1992、1990/1993）。

2) ムフとアーレントは、ある面では近いところにいるが、また別の面では遠いところにいる。たとえば、アーレントが公的領域において闘争を重視している点は前者である。しかし、アーレントが公的領域において英雄を賞賛しているのに対して、ムフはむしろそれを否定していることなどは、後者の側面である。

3) アーレントは人民の尊厳が多数者 (multitude) にあることを重視している (1963/1995: 138-40)。この考え方は、ムフやハートらが用いる意味とは異なるとはいえ、同じ用語を用いて強調されていることは注目されてよいだろう。

文献

- アーレント、ハンナ／志水速雄訳、1958/1995。『革命について』ちくま学芸文庫。
——／志水速雄訳、1963/1995。『人間の条件』ちくま学芸文庫。
- 荒川 康、2002。「まちづくりにおける公共性とその可能性—公園づくりを事例として—」『社会学評論』209号、101～117頁。
- 木部尚志、1996。「ドイツにおけるラディカル・デモクラシー論の現在—ハーバーマス・ハウス・ホネット—」『思想』No. 867。岩波書店、205～225頁。
- 小坂井敏晶、2002。『民族という虚構』東京大学出版会。
- Ku, Agnes S. 2002. "Beyond the Paradoxical Conception of 'Civil Society without Citizenship'", *Journal of the International Sociological Association*, 17-4. International Sociological Association. pp. 529-548.
- Cohen R. and Kennedy P. 2000. *Global Sociology*. New York: Palgrave.
- 斉藤純一、1996。「民主主義と複数性」『思想』No. 867。岩波書店、74～96頁。
——、2000。『公共性』岩波書店。
- 向山恭一、2000。「ラディカル・デモクラシー—「政治的なもの」の倫理化にむけて—」有賀・伊藤・松井編『ポスト・リベラリズム—社会的規範理論への招待—』ナカニシヤ出版、126～143頁。
- 佐藤康行、2002。『毒消し売りの社会史—女性・家・村—』日本経済評論社。
- 杉浦敏子、2002。『ハンナ・アーレント入門』藤原書店。
- 千葉真、1996。「デモクラシーと政治の概念—ラディカル・デモクラシーにむけて—」『思想』No. 867。岩波書店、5～24頁。
- トッド、エマニュエル／石崎晴己訳、1990/1992。『ヨーロッパ大全Ⅰ』藤原書店。
——、石崎晴己・東松秀雄訳、1990/1993。『ヨーロッパ大全Ⅱ』藤原書店。
- 鳥越皓之、1997。「成熟社会型共和主義は成り立つか」『書齋の窓』11月号、有斐閣、28～

33 頁。

ハート、M. / 大脇美智子訳、1999a. 「市民社会の衰退」『批評空間』II-21、太田出版、169～185 頁。

—— / 三輪聡訳、1999b. 「情動にかかわる労働」『思想』No. 896. 岩波書店、16～27 頁。

—— / 水嶋一憲訳、2000. 「グローバルな管理社会」『思想』No. 914. 岩波書店、30～46 頁。

ハーバーマス J. / 細谷貞雄・山田正行訳、1994. 『公共性の構造転換 第2版』未来社。

バリバール、E / 松葉祥一訳、2000. 『市民権の哲学—民主主義における文化と政治—』青土社。

福田徹一、1970. 『近代の政治思想 — その現実的・理論的諸前提』岩波書店。

マーシャル、T. H. ・ボットモア、T. / 岩崎信彦・中村健吾訳、1993. 『シティズンシップと社会的階級』法律文化社。

ムフ、Ch. / 千葉真ほか訳、1998. 『政治的なるものの再興』日本経済評論社。

—— / 石田雅樹訳、2001. 「グローバル化と民主主義的シティズンシップ」『思想』No. 924. 24～34 頁。

ルソー、J. / 桑原武夫・前川貞治郎訳、1954. 『社会契約論』岩波書店。

ロック、J. / 鶴飼信成訳、1968. 『市民政府論』岩波書店。